

## 鳥取県後期高齢者医療広域連合広域計画（案）

### I 広域計画の概要

#### 1 経緯

わが国では、国民皆保険が実現して以来、年々整備の進んだ医療提供体制とともに、国民の「安心」と生活の「安定」を支え、世界最高水準の平均寿命や高い保健医療水準を実現してきました。しかしながら、急速な少子高齢化、経済の低迷、国民生活や意識の変化など、医療制度を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうしたなか、今後も国民皆保険を堅持し、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくことを目的に、平成18年6月に「健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、平成20年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、新たな高齢者医療制度が創設されることになり、都道府県を単位として全市町村が加入する広域連合がその運営を担うことになりました。

鳥取県においても、平成18年10月「鳥取県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会」を設置し、関係市町村の協議を経て、平成19年2月1日、鳥取県知事の許可を受け「鳥取県後期高齢者医療広域連合」（以下「広域連合」という。）が設立されました。

全国的に急速な高齢化が進む中、本県においても例外なく高齢化が進展しています。平成17年9月末の鳥取県人口が617,806人に対し75歳以上の人口は、74,460人。平成18年9月末には鳥取県人口が614,782人に対し75歳以上の人口は、77,134人。この一年で鳥取県全体の人口は3,024人減少しているのに対し75歳以上の人口は2,674人増加しています。また、一人当たりの老人医療費においても、平成18年度では804,578円で、前年に比べ14,351円の増となっています。

このような状況の中、後期高齢者医療制度を運営する広域連合は、後期高齢者の医療費の適正化や医療保険制度の安定的な財政運営、適正な制度運営など、重要な業務を担うこととなるため、広域連合運営の基盤となる広域計画を策定し、関係市町村や関係機関と協力しながら、広域連合の運営を行っていくこととします。

#### 2 広域計画の趣旨

鳥取県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、後期高齢者医療制度に関する事務を総合的かつ計画的に行うため、広域連合及び広域連合を組織する鳥取県内全市町村（以下「市町村」という。）が相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら処理する事項等について定めるものです。

#### 3 広域計画で定める項目

広域計画は、鳥取県後期高齢者医療広域連合規約第5条（広域連合の作成する広域計画の項目）の規定に基づき、次の項目について記載します。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して、広域連合及び市町村が行う事務に関する  
こと。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

## II 後期高齢者医療制度の実施に関連して、広域連合及び市町村が行う事務

広域連合及び市町村は、後期高齢者医療制度の実施に関連して、次の事務を行います。

### 1. 平成19年度に行う事務

平成20年度からの後期高齢者医療制度の円滑な実施に向けて、広域連合及び市町村において必要な準備作業を行います。

### 2. 平成20年度以降に行う事務

#### (1) 被保険者資格管理に関すること

市町村は、被保険者の資格の取得、喪失、異動の届出等の受付事務を行い、これらの被保険者情報を広域連合へ送付します。

広域連合は、被保険者台帳により被保険者資格情報を管理します。

市町村においても被保険者資格情報を広域連合と共有することにより、事務の適正化を図ります。

#### (2) 保険給付に関すること

市町村は、高額療養費、療養費等の給付申請等の受付事務を行い、これらの申請等の情報を広域連合へ送付します。

広域連合は申請に対する支給決定等を行い、給付実績を一括管理します。

#### (3) 保険料の賦課及び徴収に関すること

広域連合は、市町村の持つ課税情報等を活用して、保険料の賦課決定を行います。

市町村は、保険料の徴収及びその滞納整理等を行います。

#### (4) 保健事業に関すること

広域連合は市町村と協力しながら、被保険者の健康増進のために必要な事業を行うよう努めます。

#### (5) その他

後期高齢者医療制度に関する住民からの相談や苦情への対応は、市町村と広域連合が緊密に連携して行います。

## III 広域計画の期間及び改定

この広域計画の期間は、平成19年度から平成23年度までの5年間とします。

その後、4年を単位に改定します。

ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行うものとします。